

松島町立学校教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

松島町教育委員会

目次

はじめに	1
1 計画の趣旨・現状	2
2 目標	4
3 計画の期間	5
4 実施する業務量管理・健康確保の措置の内容	5
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

資料1 「子どもと教師の業務の3分類」(文部科学省)

資料2 「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」(文部科学省)

はじめに

教育の現場で直面している最も重要な課題の一つは、「教職員の働き方改革」です。長時間労働や過重な業務負担は、教職員の心身に深刻な影響を及ぼし、ひいては教育の質にも影響を与えることが懸念されています。教育の現場で日々子どもたちに尽力する教職員が、その使命を全うするためには、まず自らが健全である必要があります。

近年、社会全体で働き方改革が進められる中、教育現場でもその必要性は高まっています。労働環境の改善は、教職員一人ひとりの心身の健康を守るだけでなく、学校全体の活力を引き出し、ひいては子どもたちにより良い教育環境を提供するために不可欠であります。

教育委員会としては、この働き方改革を単なる業務の効率化や時間短縮にとどめるのではなく、より良い教育を実現するための土台づくりとして捉えています。これからの教育は、個々の教職員が持つ専門性を最大限に発揮できる環境が求められています。それを実現するためには、職員間の連携を深め、業務の見直しや分担の工夫、IT技術の活用など、多角的なアプローチが必要です。

また、教職員一人ひとりが自らの健康を守り、自己実現できる環境を整備することが、結果的に児童生徒にとってもプラスの影響をもたらします。教職員が充実した生活を送り、余裕を持って教育活動に取り組むことで、子どもたちに対してもより良い指導ができるようになるからです。

今後も学校現場の声に丁寧に耳を傾けながら、関係機関・地域の皆様と連携し、実効性のある改革に取り組んで参ります。

引き続き、教職員がいきいき活躍でき、児童生徒の成長を力強く支える学校づくりにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

松島町教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化(人口減少、高齢化の進展、技術革新、地域間格差、子どもの貧困、地域コミュニティの弱体化)に伴い、より複雑化多様化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められている。それに伴って、厳しい勤務実態が全国的に問題となってきた。

こうした中、松島町教育委員会では、令和6年6月「教職員の働き方改革に関する取組方針」(改訂)を策定し、教職員のモチベーションの向上、子どもと向き合う時間の確保を目指して教員の負担軽減や学校の業務改善を図るなど実施してきた。

その後、国においては、令和6年8月に、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」が示され学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に進めることが提言された。

併せて、令和6年12月に、教師を取り巻く環境整備に関する文部科学大臣と財務大臣の合意事項として、令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減することが目標とされた。さらに、令和7年2月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、教職調整額の引き上げのほか、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等を義務づけることが盛り込まれた。

このように、国を挙げて働き方改革に対する動きが一段と加速する中で、学校においても今まで以上に改革を推進するためにも、旧取組方針(令和6年6月「教職員の働き方改革に関する取組方針」(改訂))をベースにしながら、『次世代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教職員の心身の保持の実現と、教員が誇りとやりがいをもって職務ができる環境を整備し、学校の教育の質の向上』を目指す。

(2) 町の現状

○本町では、令和6年6月「教職員の働き方改革に関する取組方針」(改訂)において、教職員正規の勤務外の在校時間に関する方針として、以下のように定め、その時間の縮減に取り組んできた。

- ・1箇月で45時間、1年間で年360時間を超えないこと
- ・月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ、令和10年度までに限りなくゼロになるよう目指す

○こうした取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

校種	年平均	月45時間を上回る場合	月80時間を上回る場合
小学校(48人)	月33時間	24.4%	4.1%(2人)
中学校(22人)	月62時間	90.9%	77.2%(17人)

○時間外在校時間が45時間を超える割合が小学校では24.4%、中学校では74.6%となっている。

教職員の

【直接的な負担（時間を奪う業務）】

- ①事務作業の多さ
 - ・行事計画、報告書、会議資料、保護者宛て文書
 - ・ICT導入で「紙+デジタル」の二重作業になっている
- ②保護者・地域対応
 - ・電話、メール、LINE・SNS、多様な連絡手段への対応
 - ・クレーム・相談など時間外対応
- ③部活動指導
 - ・中学校の時間外部活動の負担
 - ・休日指導の負担
- ④生徒指導対応
 - ・問題行動、いじめ、家庭の困りごとへの対応
 - ・時間外に家庭訪問・会議を行うこと
- ⑤会議・打合わせ
 - ・放課後に多く設定され、授業準備の時間を圧迫
- ⑥授業準備・評価
 - ・教材研究、評価入力、通知表作成など、授業時間外だけしかできない仕事

【心理的・構造的負担】

- ①「全てに応えようとする」とする責任感
 - ・生徒、保護者、地域からの要望に対して断れない
- ②人手不足と代替要員の不足
 - ・代替要員等の未配置と周囲の負担増
- ③業務の優先順位が不明確
 - ・緊急度の高い対応に対して、計画的に進められない
- ④管理職のマネジメント負担
 - ・時間外を減らしたいが、業務削減につながらないジレンマ

【根本的な背景】

- ①学校が「教育+地域+家庭支援」の全てを担っている構造
- ②制度上、勤務時間の上限規制が曖昧
- ③外部委託・事務支援員の配置不足(財源)
- ④社会全体で「学校に頼る文化」が根強い

などの負担が多い。まとめると、教職員の時間外の主な要因は「授業以外の多様な業務と心理的責任の重さ」にある。つまり、本来の教育活動以外の業務が膨張しているということである。

例えば、教育といえば、

- ・情操教育、人権教育、平和教育、感性教育、思いやり教育、心の教育
- ・環境教育、国際理解教育、多文化共生教育、福祉教育、ボランティア教育、防災教育、安全教育、消費者教育、金融教育、主権者教育、男女共同参画教育、
- ・読書教育、ICT教育・情報教育、メディア教育、キャリア教育、食育、安全教育、健康教育、交通安全教育、禁煙教育、薬物乱用防止教育、性教育、虫歯予防教育、伝統文化教育、デジタル教育、インクルーシブ教育、プログラミング教育、インターシップ教育

など、約100種類以上の教育があげられる。業務の膨張以外何物でもない。

これらの改善の方向として考えられるのは、主として

【小学校の場合】

- ・スクールサポーターの配置・増員と常駐化
- ・保護者対応時間のルール化(例:17時以降は翌日対応)
- ・特別支援教育補助の増員
- ・主幹教諭・教務主任などミドルリーダーへの権限委譲
- ・校長・教頭の勤務時間の上限管理制度

【中学校の場合】

- ・地域部活動や外部指導者への移行（平日を含む部活動の地域展開）
- ・授業研究・教材データの共有化
- ・高校進学事務の簡素化
- ・主幹教諭・教務主任などミドルリーダーへの権限委譲
- ・校長・教頭の勤務時間の上限管理制度

などが考えられる。教員が誇りとやりがいを持って職務ができる環境を整備し、学校の教育の質の向上に寄与するために必要な時間的余裕を創出することは必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別処置法第8条に基づき諸計画を策定するものである。

2 目 標

(1)教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

本計画において達成を目指す具体的な目標は以下のとおりである。

○時間外在校時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を目標とし、1年間における1箇月時間外在校等時間が平均時間を30時間程度にする(令和11年度まで)。

○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【括弧内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均所得日数10日以上とする。
- ・男性育児休業取得率30%以上とする。
- ・「定時退庁日」を年間20回以上実施している学校の割合を100%とする。

○仕事に対するやりがいに関する目標

- ・教材研究に時間がとれていると感じる教職員の割合を80%以上とする。
- ・児童生徒と向き合う時間がとれている教職員の割合を80%以上とする。
- ・仕事についての満足度の割合を80%以上とする。

3 計画の期間

(1)計画の期間

○国において令和11年度までに、教職員の1箇月時間外在校時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることを踏まえて、

・令和8年度から令和11年度（4年間）

とし、最終年度に働き方の改革で設定した目標値の総括を行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務3分類」を踏まえた業務見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登校時の通学路における日常見回り活動について等(「3分類」①関係)

- ・本町においては、主として塩釜警察署、松島交番、品井沼駐在所、民生委員、民生主任児童委員、スクール・ガードリーダー、松島町交通安全指導員、塩釜地区交通安全協会松島支部、松島町老人クラブ連合会、松島町シルバー人材センター、PTA、松島町女性団体連絡協議会(利府松島商工会女性部、松島町婦人会、松島町交通安全母の会、松島町更生保護女性会、松島町女性防火クラブ連合会)、松島町行政区長、松島町公民館分館長、子ども育成会青少年健全育成町民会議、保護司[順序不同]の方々と連携させていただきながら、登下校の見守りをはじめとする児童生徒を取り巻く学校安全上の課題に対して、平素から対応していただき、活動負担の軽減を図っている。
- ・「子ども110番の家」活動の推進・拡充を展開する。

◇放課後から夜間などににおける郊外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見守りについては、松島町小中高生徒指導連絡協議会で、問題を共有した上で、塩釜警察署生活安全課少年警察補導員、少年補導員の方々に委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・松島町小中高生徒指導連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有すること。その裏付けとなるものが、教育基本法第10条第1項において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるもの」ということを共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・教職員、事務職員にとって学校徴収金に関する業務が大幅に削減され、学校全体の業務負担軽減につながっている。
 - 学校給食費(給食センター振り込み)
 - 指定補助教材費(口座振替)

修学旅行・野外合宿等代金(業者振り込み)

日本スポーツ振興センター災害共済掛け金(口座振替)

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」と、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進している。当教育委員会でも「コミュニティ・スクール」の趣旨を理解して実施している。
- ・学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進すると共に、働き方改革の実効性を向上するためには、保護者や地域住民等の理解・協力・連携が不可欠とされている。こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」に基づく取組ごとに、一般的で協力が可能と考えられる教育団体を、文部科学省では、ホームページで『[コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト](#)』を公開しているので、これを参考に積極的に活用する。

【全国規模の統括団体等リスト内容】

- 登校に関する対応 (13団体)
- 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 (6団体)
- 児童生徒の休み時間における対応 (4団体)
- 校内清掃 (2団体)
- 部活動 (8団体)
- 給食時の対応 (4団体)
- 学校行事の準備・運営 (23団体)
- 進路指導 (13団体)
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (13団体)

◇保護者等から過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会は増加している。特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、専ら教育行政に関与する[弁護士\(スクールロイヤー\)](#)に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されることから積極的な活用を促したい。また、松島町で抱える顧問弁護士もいることから、教育委員会を窓口にて体制を強化・充実していきたい。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・本教育委員会から町内小中学校に発出する調査はほとんどなく、むしろ、文部科学省や県教委・教育事務所等から調査が多く、負担軽減になっていない。調査の実施に当たっては、調査対象(悉皆／抽出)・頻度・時期・内容の精査や様式等(選択肢・WEBフォーム等)の工夫、複数調査の一元化等を行うなど、文部科学省や県教委・教育事務所等に、不断の見直しを切に願います。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理(「3分類」⑦関係)

- ・保護者が気にしていることは、我が子が学校でどのように過ごしているかにある。その点、ホームページによる公開は、多忙な保護者にとっては、子どもが楽しそうにしていることや頑張ったこと、成長の様子が把握でき、学校と保護者の信頼関係を構築する上で大きな役割を担っている。
- ・今後も、ホームページによる公開は継続するが、「学校と教師の業務の3分類」の指針では、「学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画」と示されている。作成・管理者が固定化しないように、輪番制などを取り入れながら負担軽減を図る。

◇ICT機器、ネットワーク整備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)

- ・本町では、ICT支援員を採用し、
 - 機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
 - 機器等の簡単なメンテナンス
 - 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
 - 情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
 - デジタル教材作成等の支援等
- に対応し、授業等を教員がスムーズに行うための支援を行っている。

◇学校プールや体育館等の施設・整備の管理(「3分類」⑨関係)

- ・学校プールの管理業務が担当する教師等にとって負担になっており、場合によっては、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある。
- ・外部委託も検討していくが、複層的なチェック体制の構築、マニュアルの作成等を通じ、学校プールの管理を特定の教師等に任せきりにせず組織として適切に行うための環境整備の充実を図る。また、学校プールではなく、指定管理の民営プールを活用して、水泳指導を行うことも視野に入れて検討する。

◇校舎の解錠・施錠(「3分類」⑩関係)

- ・現在、校舎の解錠・施錠は、主として教頭が対応している。また、施錠のための見回りも、主として教頭、主幹教諭、教務主任が、その役を担っている。それゆえ他の教員の負担軽減につながってはいるが、反面一部の人に偏っているとも捉えられる。これが真の働き方とは言えないことから、今後、役割分担の見直し等も検討していく。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」⑪関係)

- ・学校運営協議会、PTA等と連携しながら「学校支援ボランティア」を募集し、安全の配慮を今後とも強固にする。

◇校内清掃(「3分類」⑫関係)

- ・「清掃など当番活動や係活動等の自己の役割を自覚し協働することの意義を理解し、社会の一員としての役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動する」という意義は押さえつつも、学校運営協議会、PTA等と連携しながら町内小中学校に「**学校支援ボランティア**」を導入し、**地域住民等の支援を得る。**

◇部活動(「3分類」⑬関係)

- ・部活動については、引き続き「教師以外が積極的に参画すべき業務」として、地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて取組を着実に進めていくことに加えて、国の動向も注視し

ながら教師以外の担い手となる人材の確保に努める。

八 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇給食時間における対応(「3分類」⑭関係)

- ・給食指導は、食事のマナーを身に付け、好き嫌いを減らし、栄養のバランスの大切さを知ることで、健康的な食習慣を育てるための大切な活動であることを押さえつつ、学校運営協議会、PTA等と連携しながら町内小中学校に「[学校支援ボランティア](#)」を導入し、[地域住民等の支援を得る](#)。

◇授業準備(「3分類」⑮関係)

- ・「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に務めなければならない」(小学校学習指導要領 総則)、これは教師として手を抜くことができない必須であるが、教材の印刷などについては、補助的業務をできるだけ支援員を中心に移行していく。また、同時に、デジタル技術の活用も促進させる。

◇学習評価や成績処理(「3分類」⑯関係)

- ・「丸付け、プリント印刷、教材準備等については、教諭等以外も行うことが可能」(学校教育法第37条第11項)であることから、教員以外の職員、例えば、支援員にもその役割の一部を担うよう移行していく。
- ・タブレットのAIドリル(自動採点できる練習問題)を実施し、担任の負担軽減を図りながら児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

◇学校行事の準備と運営(「3分類」⑰関係)

- ・「学校行事は、全校または学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して集団への所属感や連帯意識を深め、公共の精神を養いながら集団や社会の形成者として求められる資質・能力を育成することを目指すものである」(学習指導要領)を重視しながらも、
 - 儀式的行事 始業式、入学式、終業式、卒業式など
 - 学芸的行事 学習発表会、合唱コンクールなど
 - 健康安全・体育的行事 交通安全教室、健康診断、避難訓練、運動会など
 - 旅行・集団宿泊的行事 修学旅行、宿泊学習、校外学習など
 - 勤労生産・奉仕的行事 美化・栽培活動、大掃除などなどの練習時間や活動時間の短縮、準備時間の短縮などの、負担軽減へ更につなげる。

◇進路指導の準備(「3分類」⑱関係)

- ・進路指導は、生徒の個人情報や成績などの機微な情報を使い、特に担任教師でなければできない業務が多くあるが、引き続き「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」として、進学先や就職先の情報収集や整理等は、できるだけ事務職員等や支援員との連携し、負担軽減を図っていく。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑨関係)

・下記はSC及びSSWの職務内容である。

①不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

(ア)児童生徒及び保護者からの相談対応

(イ)学級や学校集団に対する援助

(ウ)教職員や組織に対するコンサルテーション

*コンサルテーションとは異なる専門性を持つ複数のものが、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセス。

(エ)児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

②不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の支援・対応等

(ア)児童生徒への援助

(イ)保護者への助言・援助

(ウ)教職員や組織に対するコンサルテーション

(エ)事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

- ・SC及びSSW等を含め関係教職員が、その役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが大切であり、SC等の活用とその理解が進むことは、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながる。そのための支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校派遣を拡充する。

(2)学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものになるように見直す。
- ・十分効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、また、放課後の活動時間の見直しなど、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、文部科学省で公開している「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」(別紙参照)に基づいた自己点検の達成状況を、30%から50%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能はすでに全校に設置済み、電話の録音機能は時期を見ながら設置の方向で検討する。

(3)教育職員の健康に及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
 - *勤務間インターバル制度とは、1日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に、連続11時間以上(最低でも9時間以上)の休息時間を確保する仕組。長時間労働を防ぎ、睡眠・生活時間を確保して従業員の健康とワーク・ライフ・バランスを守る目的で2019年より努力義務化されている。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果

等も活用して職場の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の一斉閉庁期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について令和8年度中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、松島町教育委員会HPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに対応を検討する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・町内小中学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

○目標達成のための大まかな年次目標である。

具体の取組	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学校の意識改革	在校時間の見える化(他町村との比較)		在校時間の見える化(平均30時間達成)	
相談事業の充実(メンタル)	新規採用職員・他市町村転入者に対する相談業務の充実			
負担軽減業務の効率化	教科担任制の推進(小学校)			
	教育課程編成(学校業・授業時数)に関する検討(小・中学校) → 評価・検討			
	DXの推進 → 評価・検討		DXの推進 → 評価・検討	
働く環境の改善	業務精査・アンケートによる客観的把握 → 評価・検討			